

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、湖南省（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2. 業務の目的

本市では、「湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和4年3月策定）が令和8年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会福祉法第107条および第109条に基づき地域福祉の推進を図るため現計画を改定し、「地域共生社会」を実現するための計画として新たに「湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとしている。

本委託契約は、市民の参画を図りながら、全庁的な取組を踏まえ、国が定めるガイドラインその他の資料を参考に、効率的かつ効果的に計画の策定を支援することを目的とするものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務にかかる計画の範囲

計画には次の内容を含むものとする。

- (1) 平成30年（2018年）4月1日施行の改正社会福祉法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる次の事項
 - ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- (2) 社会福祉法第109条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる次の事項
 - ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事項
 - ②社会福祉を目的とする活動への住民参加のための援助に関する事項
 - ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、調整及び助成に関する事項
 - ④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事項
- (3) 令和3年（2021年）4月1日施行の改正社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施に関する事項
- (4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項
- (5) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する事項
- (6) 生活困窮者自立支援法に規定する、生活困窮者の自立に資する施策の推進に関する事項
- (7) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進に関する施策の実施に関する事項
- (8) その他、各法の改正が実施される場合は、改正後の規定に基づく必要な施策の推

進に関する事項

5. 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。ただし、策定委員会の協議により変更されることもある。

6. 業務の内容

令和7年度：アンケート作成・実施・集計・分析、策定委員会（1回）等

令和8年度：計画策定・市民懇談会（4か所）・策定委員会（約6回）等

(1) 計画策定における現状把握および分析

① 地域の特性、人口動向、計画対象者の現状把握と分析

湖南省内および福祉圏域（滋賀県内7福祉圏域中、湖南省は甲賀福祉圏域）における地域の特性や人口動向、対象者の現況等を把握するため、必要に応じて関係機関や各種団体等から情報収集を行い、地域の実態把握に務めるとともに課題と将来の動向を取りまとめる。また、湖南省が把握している情報や既存の調査結果等も活用することとする。

② 地域福祉関連（保健・福祉・医療・教育・就労等）の現行施策の現状把握と分析

湖南省内や福祉圏域における地域福祉関連分野に関する各種施策の現状（サービス供給量や整備状況等）を把握するため、必要に応じて関係機関や各種団体等から情報収集を行い、課題と供給能力の分析を行う。なお、湖南省が把握している情報は提供するものとする。

③ 第四次計画の評価と課題の整理

ア 市関係部署に対する施策の実施状況の調査・分析

現行計画に沿って乙が作成する評価シートやヒアリングの実施等により、行政の取組状況を整理・分析し、評価と課題の整理を行う。

イ 市民懇談会による市民のニーズ、意識、および地域の取組状況の集約・分析

中学校区ごとに実施する市民懇談会（ワークショップ）により、市民のニーズや取組状況の把握により、地域課題を明らかにする。

ウ 福祉関係事業者、専門職や民生委員・児童委員等に対する地域福祉に関連する事業実施状況や意見等の集約・分析

乙が作成したアンケート調査票またはヒアリングにより、地域福祉に関連する事業の実施状況および今後の意向等を把握する。

エ 当事者団体その他福祉関係団体に対する活動状況やニーズ、意見の集約・分析

乙が作成するアンケート調査票またはヒアリングにより、各団体の活動状況、ニーズや意識等の把握を行い、活動上の課題等を明らかにする。

アンケート対象者について、一般市民4000人・中学校1000人・高校生350人・事業所向70～100団体（福祉施設、ボランティアセンター、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会、ケアマネ協議会等）を予定しており、アンケートの印刷や発送、意見等の集約・分析に係る経費も乙の負担する。

(2) 施策の提言、骨子案の作成

次に掲げる事項に配慮して、施策の提言、骨子案の作成を行うこと。

① 本市の最上位計画である「湖南省総合計画」、および「滋賀県地域福祉支援計画」に即した提言を行うとともに、福祉分野の上位計画として本市の既存計画※との整合性を図ること。

※「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者の支援に関する基本計画」、「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」、「人権擁護総合計画」、「地域防災計画」など

- ② 業務にかかる計画の範囲に記載した内容を踏まえた湖南省第五次地域福祉計画の骨子案を作成すること。
- ③ 全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指した施策の提言を行うこと。
- ④ 地域課題に対し、地域性を踏まえた具体的な施策や住宅の安定確保配慮等個別のニーズへの提言を行うこと。
- (3) 計画策定委員会の議事運営の支援
 - ① 策定委員会への出席、会議資料等の作成支援

湖南省地域福祉計画策定委員会(令和7年度1回、令和8年度6回程度を想定)に出席し、議事録(要旨録)等の作成、および説明支援を行う。また、会議の開催に先立ち、必要に応じ会議資料の作成を行う。
 - ② 市民懇談会(ワークショップ)の開催運営

市民からの意見を聴取・集約する場である懇談会(4中学校区での開催を予定)に出席し、懇談会の運営の支援および議事録を作成する。また、懇談会の開催に先立ち、資料等の作成を支援する。
 - ③ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、パブリックコメントの資料作成、パブリックコメント結果の取りまとめ等について支援する。
 - ④ 計画案の作成

計画書は、A4版100ページ程度、本文フォントサイズは12ポイント程度を基本とする。計画書の作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、分かりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。
概要版は、A4版8ページとする。
 - ⑤ 計画策定後の進捗管理を行うための帳票の作成

令和9年度以降に計画の進捗管理を行うための帳票を作成・提案する。

7. 主任担当者および実務担当者

- (1) 乙は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する担当者を配置するものとする。
- (2) 主任担当者は、業務の全般にわたり調査研究等の管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、主任担当者および実務担当者の選任にあたっては、甲、乙で十分協議を行うものとする。

8. 策定にかかる(甲と乙との)打合わせ(協議・調整)

初回の策定委員会の開催前、および策定委員会の前後に、必要に応じて随時事務局との協議・調整を行う。その際は、必ず主任担当者が立ち会うこと、また、打ち合わせの結果内容を記録簿として市へ提出すること。

9. 提出書類等

乙は、契約の締結後、下記の書類を速やかに提出し承認を得るものとする。

- ① 着手届
- ② 実施計画書
- ③ 工程表
- ④ 担当者届

10. 成果物

次に掲げる成果物を指定の方法により甲に提出するものとする。

なお、成果品の体裁および追加等は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- ① 計画骨子案(データ)

- ② 計画書素案（データ）
- ③ パブリックコメント用計画案（データ）
- ④ 市議会提出用計画案（データ）
- ⑤ 計画書（データ）
（A4版 表紙・裏表紙カラー 本編1色 100ページ程度）
- ⑥ 計画書概要版（データ）
（A4版 カラー 8ページ）
- ⑦ 計画進捗管理表（データ）

※⑤および⑥のデータは Microsoft Word 形式と PDF 形式を C D - R に保存したものを納品すること。

11. 守秘義務

乙は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏洩すること、および資料並びにデータの紛失、滅失、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、甲の指示に従うこと。乙は、甲より廃棄の指示を受けたときは、速やかに本業務のデータ等の内容を破棄し、その処理経過は書面をもって甲へ報告し了承を得ること。

12. 個人情報の取り扱い

乙は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、湖南省個人情報保護条例および関係省庁の作成した個人情報に関するガイドラインを遵守すること。

13. 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を書面の手続きにより甲から借り受けるものとし、その管理については責任をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

14. 検査

乙は、本業務完了後、所定の手続きを経て甲の検査を受けるものとする。本業務は、甲の完了検査の合格をもって完了とするが、納品後、成果物に不備または誤りが発見された場合は、乙が責任をもって速やかに訂正するものとする。

15. 成果物の帰属

本業務における成果物はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用または流用してはならない。

16. 委託料の支払い

委託料の支払いは、完了検査合格後の支払いとする。ただし、本契約は債務負担行為に係る契約のため、各会計年度における支払い限度額の範囲内で支払うものとする。

17. その他

この仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。